

小中学校における子ども虐待対応構造に関する考察

—子ども虐待に関する知識の組織内配分と意思決定手続きに注目して—

シブヤ マサシ
澁谷 昌史*

目的 本研究は、公立小中学校において虐待対応に不可欠な法制度上の知識がどのように共有され、またどのように対応が進められているのかに焦点を当てながら、その虐待対応構造にかかる現状把握および提言を行うものである。

方法 全国の公立小中学校から5%の無作為抽出を行い（小学校1,158カ所、中学校515カ所）、学校単位で回答する「基本調査票」「事例調査票」、教職員個人が回答する「意識調査票」の3種類の調査票を郵送法にて配布・回収した。調査期間は平成17年6月24日より同年7月末日とした。

結果 小学校1,013カ所、中学校439カ所から回答があった（回収率はそれぞれ87.5%、85.2%）。意識調査に回答した教職員は、小中学校あわせて17,056名であった。主たる結果から、校長や教頭が虐待対応の知識を比較的多く所有する傾向にあり、同時に校内における虐待対応方針決定の鍵を握っているものと考えられた（ただし、中学校の場合は生徒指導主事が意思決定の要となっている場合も多かった）。また、校内チーム体制と専門的知識の不足が、学校としての対応に不安定性をもたらしている可能性が示唆された。

結論 すべての教職員に対して研修機会を保障することで虐待対応の基本事項を周知するとともに、チーム体制整備の周知徹底や、虐待対応にかかる専門家派遣制度の創設など、小中学校における虐待対応構造に安定性をもたらす要素を加えていく必要があると提言した。

キーワード 子ども虐待、対応構造、小中学校

緒言

わが国における子ども虐待事例は、増大の一途をたどっている。児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成17年度には34,472件を数え、平成2年度の30倍以上となっている¹⁾。このほかにも、市町村において対応が図られている事例や、通告されていない事例のあることも勘案すれば、この件数は氷山の一角であると考えられる。こうした事態に対して多様な関係機関が虐待対応の担い手として協力しあえるように法制度が見直されているが、実際の虐待対応が順風満帆に進んでいるわけではない。

虐待対応の担い手を増やすという試みを深化させていくことは、不可欠の施策であるといっ

てよい。ここにおいて求められるのは、児童相談所や市町村はもちろん、関係機関が虐待防止に向けてうまく動き出せていない要因を特定し、適切な知識に基づいた適切な対応が推進されるような追加的施策を打ち出していくことである。

こうした状況を背景として、全国の保育所、幼稚園、公立小中学校、放課後児童健全育成事業を実施する児童館を対象に虐待対応の実態や教職員の意識に関する横断的調査を行い、各機関における虐待対応の特徴を踏まえた各機関向けガイドラインを作成するため、平成16年度から研究班が組織されている。本研究は、この研究班が主体となって公立小中学校を対象に実施した調査結果に基づき、小中学校において虐待対応に不可欠な法制度上の知識がどのように共

* 関東学院大学文学部准教授（前日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部主任研究員）

有され、またどのように対応が進められているのかという観点から整理し、虐待対応構造にかかる現状把握および提言を行うものである。

調査方法

調査票は、学校単位で回答する「基本調査票」「事例調査票」、教職員個人が回答する「意識調査票」の3種類を用意した。平成16年度に予備調査を実施し、平成17年度には全国の小中学校から5%の無作為抽出を行い、文部科学省の協力を得て、その逓送便ルートを用いて調査票を配布した（小学校1,158カ所、中学校515カ所）。回答は、各学校で取りまとめて（ただし、意識調査票については、回答者ごとに封筒に厳封）、再び逓送便ルートを用いて文部科学省宛に返送するよう依頼した。調査期間は平成17年6月24日より同年7月末日とした。

なお、教職員については、職種横断的に意識を把握するため、校長、教頭、学年主任、学年担任、児童指導主任／生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーそれぞれ1名（学年主任と学年担任は各学年から1名）から回答を求めた。

調査結果

(1) 回答状況

1,013カ所の小学校、439カ所の中学校から回答があった（回収率はそれぞれ87.5%、85.2%）。「基本調査票」において、平成14年4月から平成17年7月末までに、虐待事例ないし虐待が疑われる事例に遭遇したかをたずねたところ、小学校では357カ所（35.2%）、中学校では121カ所（27.6%）が「（該当事例が）あった」という回答であった。事例があったと回答した学校に、その件数についてたずねたところ、小中学校とも「1件」という回答が多かった（小学校では平均1.7件、中学校では平均1.9件）。また、基本調査票に回答した事例について、「事例調査票」での回答を求めたところ、小学校からは640件、中学校からは187件の回答があった。「意識調査票」には、小中学校あわせて17,056

名の教職員が回答した。ただし、スクールカウンセラーと職種不明分（「その他の職種」として回答してきたものも含む）については、回答数が少なかったため、分析から除外した。分析対象とした小学校教職員数は11,000名、うち校長764名、教頭857名、学年主任2,081名、学年担任6,189名、児童指導主任268名、養護教諭841名、同じく中学校教職員数は3,494名、うち校長316名、教頭377名、学年主任775名、学年担任1,424名、生徒指導主事265名、養護教諭337名であった。

(2) 虐待対応に必要な知識の獲得状況

1) 虐待対応に必要な知識

虐待対応に必要な知識は多岐にわたる。実際に虐待事例と遭遇したときに知っておく必要のある法制度上での手続きについて、教職員の間でどれだけ周知が図られていたかに焦点を当てて、「児童福祉に関係ある機関・職員は虐待の早期発見に努めるべきこと」「虐待の疑いでも通告できること」「通告は面接・電話でもいいこと」「公務員の守秘義務があっても、通告しなければならない規定があること」「児童相談所の職員には通告の内容を漏らしてはならないとの規定があること」の5項目について、「知っていた」「知らなかった」の二者択一ですべての教職員から回答を求めた（図1）。

項目間については、「早期発見の努力義務」には、小学校で85.7%、中学校で79.5%の教職員が「知っていた」と回答していたが、それ以外の項目については、「知らなかった」が占める割合が30%を下回することはなかった。職種間においては、全体的に校長、教頭、養護教諭では相対的に周知度が高く、学年主任、学年担任では周知度が低かった。特に、中学校の学年担任では、「虐待の疑いでも通告できること」「通告は面接・電話でもいいこと」の2項目で「知らなかった」が50%を超えるなど、虐待対応に必要な知識の周知が図られていない傾向が強くみられた。

2) 虐待についての学習機会

こうした傾向の背景には、虐待についての学

習機会が確保されていないことが考えられる。この学習機会の状況についてすべての教職員にたずねたところ、「虐待問題の啓発のためのパンフレットや冊子などで学んだ」が最も多かったが、小学校で38.9%，中学校で37.4%にとどまるものであった。

また、研修会や講演会については、都道府県教育委員会が主催するもの、区市町村教育委員会が主催するもの、教育委員会以外の都道府県が主催するもの、教育委員会以外の区市町村が主催するもののいずれにおいても20%を超えるものはなかった。

そのほか、教員の養成段階で学んだという回答は、小中学校とも10%に満たず、「学んだことがない」が小学校で17.4%，中学校で22.1%を占めた。

なお、先にみた虐待に関する知識について周知度が高い職種では、そうでない職種と比べて、

すべての項目について回答割合が多かった。たとえば、最も周知率が低かった、中学校の学年担任については、「学んだことがない」が31.5%とすべての選択肢の中で最も多かったのに対して、中学校長は、「学んだことがない」はわずか2.5%であり、「虐待問題の啓発のためのパンフレットや冊子など」が54.7%と最も多かったのをはじめとして、「法令、通知」が39.9%、「都道府県教育委員会主催の研修会、講演会」が35.1%、「区市町村教育委員会主催の研修会、講演会」が34.5%と、相対的に様々な学習機会が確保されていることがわかった。

(3) 虐待対応にかかる意識

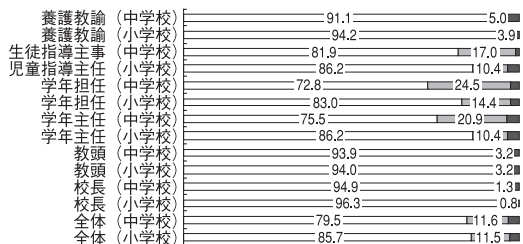
1) 通告意識

虐待が疑われる場合には通告しなければならないことを示した上で、「今後虐待が疑われるケースを通告するか」をたずねたところ、小中

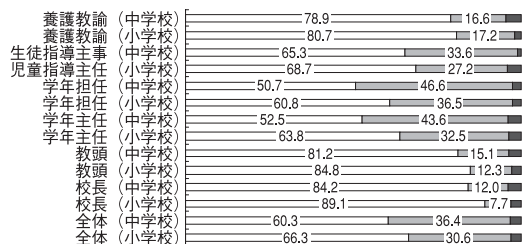
図1 虐待対応についての知識

(単位 %)

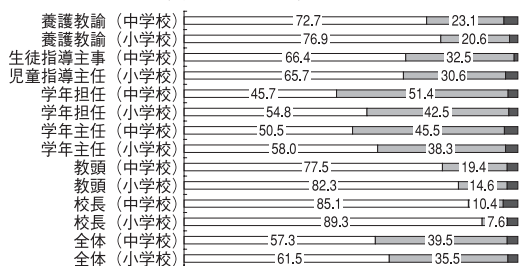
1. 児童福祉に関係する機関・職員は虐待の早期発見に努めるべきこと



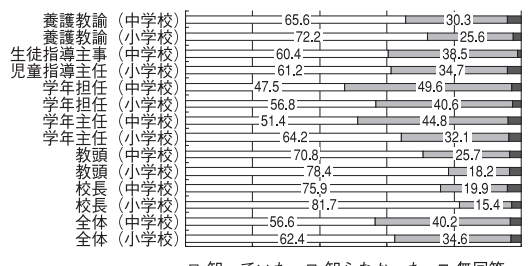
4. 公務員の守秘義務があっても通告しなければならない規定があること



2. 虐待の疑いでも通告ができること

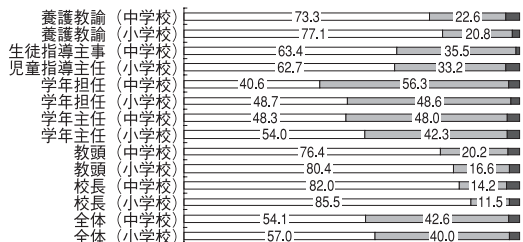


5. 児童相談所の職員には通告の内容を漏らしてはならないとの規定があること



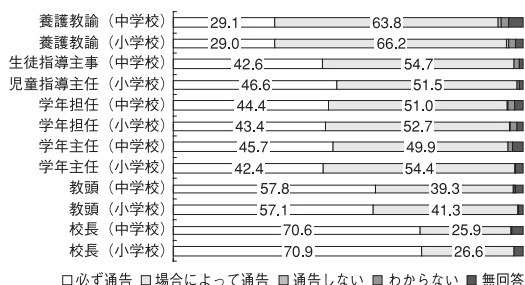
□ 知っていた □ 知らなかった ■ 無回答

3. 通告は面接・電話でもよいこと



注 スクールカウンセラーと職種不明分(「その他の職種」として回答してきたものも含む)については、回答数が少なかったため省略し、分析からも除外した。ここで分析対象とした小学校教職員数は11,000名、うち校長764名、教頭857名、学年主任2,081名、学年担任6,189名、児童指導主任268名、養護教諭841名、同じく中学校教職員数は3,494名、うち校長316名、教頭377名、学年主任775名、学年担任1,424名、生徒指導主任265名、養護教諭337名。

図2 今後虐待を疑ったり虐待を発見したりしたとき通告する
るか (単位 %)



学校とも「必ず通告」は半数に満たず、「場合によって通告」が最も多かった(図2)。この傾向は、比較的、虐待対応の知識が獲得され、また虐待についての学習機会が確保されている養護教諭においても、明確に現れていた。

2) 通告の条件

「場合によって通告」と回答した者に対して、「どのような場合に通告するか」をたずねたところ(図3)、小中学校とも「虐待の確証がある場合」「所属長の理解がある場合」という2項目で70%前後の回答があった。また、「重篤な虐待が認められる場合」も60%を超えて回答があったことから、通告をする側においては、「これは虐待が疑われる事例である」という判断を下すに当たって、一定の確証性あるいは重篤性および組織的判断を求めていることがわかった。なお、この傾向は、所属長に当たる校長よりも、それ以外の教職員で強く現れていた。

(4) 虐待対応手続きの実際

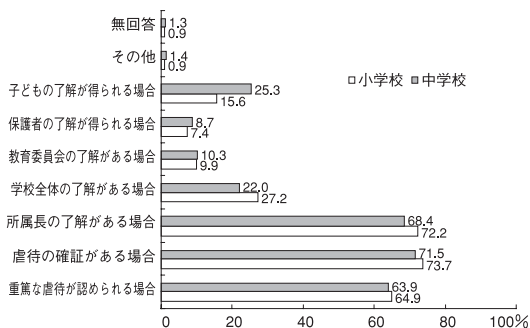
1) 相談先

事例調査票において、実際に虐待が疑われる事例に遭遇したとき、最初に誰に相談したかをたずねたところ(複数回答)、小学校では、校長が60.3%、教頭が46.7%で、その次の養護教諭への回答割合(24.4%)よりも明らかに多かった。中学校では、学年主任が49.2%、校長が38.5%、教頭が35.8%、生徒指導主事が38.0%となっており、その次が養護教諭で16.0%であった。

2) 進行管理および外部機関との調整

同じく事例調査票において、校内で情報収集し進行管理をした者について回答を求めた。そ

図3 どのような場合に通告するか



注「場合によって通告」と回答した者のみ；小学校教職員6,638名，中学校教職員2,078名。

の結果、進行管理者となっているのは、小学校では校長が42.5%、教頭が29.4%、中学校では、生徒指導主事が36.9%、校長が26.7%、教頭が13.9%であった。相談先となることが少ない学年主任や養護教諭が進行管理者となることは、きわめて限られていた。

また、通告等における外部機関との調整者についても、この進行管理者に関する回答と同様の傾向が示された。小学校では校長が38.5%、教頭が35.2%、中学校では生徒指導主事が34.6%、校長が22.9%、教頭が17.0%であった。

3) 対応先の決定方法およびその内容

対応策の決定方法については、小中学校とも「上司と個別に相談」が最も多く、小学校で50.0%、中学校で55.6%であった。次に多かったのが、「職員会議」で、小学校が20.5%、中学校で10.2%であった。なお、「その他」が小学校で23.0%、中学校で26.2%あり、解釈の際に注意が必要な結果となった。

また、このときに決定された事項について17項目から選択を求めたところ、小学校では、「担任が経過をみる」が最も多く62.0%、以下、「児童相談所に相談」が57.0%、「担任が児童への指導」が45.0%、「担任が保護者への指導」が33.6%、「教育委員会に相談」が29.8%、「学校を挙げて経過をみる」が23.3%の順で回答割合が高かった。中学校では、「児童相談所に相談」が最も多く70.6%、以下、「担任が経過をみる」が50.3%、「担任が児童への指導」が41.2%、「教育委員会に相談」が34.8%、「担

任が保護者への指導」が33.2%、「学校を挙げた経過をみる」が21.4%となっていた。

なお、この設問とは別に、実際に通告に先立って教育委員会と協議を行ったかをたずねたところ、「行った」という回答が小学校では47.4%、中学校では56.2%と、約半数の事例で該当していた。

4) 外部機関との連携状況

児童相談所、都道府県福祉事務所、市町村への通告・連絡・相談は、小学校では77.2%、中学校では81.8%で行われていた。そのとき、虐待の確信があったものは、小学校で52.6%、中学校で57.5%となっており、疑いの段階でも通告等を行っていることがわかった。

通告・相談・連絡先との連携はほとんどすべての事例で行われており、その内容は継続性のあるものが70%以上を占めた。そして、連携状況についての評価は、「うまくいかなかった」が小学校では9.3%にとどまったが、中学校では22.8%を占めた。この22.8%にあたる34事例について、その理由をたずねたところ、「連携が期待通りにならなかった」が76.5%、「情報のフィードバックをしきれなかったから」が38.2%を占めた。

通告等を行わなかった159事例について、14項目の選択肢を用いて通告しなかった理由をたずねたところ（3つまで回答）、小中学校とも「校内の対応で可能と判断されたため」が最も多く、小学校で57.4%、中学校で60.0%を占めた。そのほか、「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」が小学校で35.7%、中学校で40.0%、「虐待の程度が軽いと考えられたため」が小学校で37.2%、中学校で36.7%と相対的に多くの回答を集めており、虐待の確証性・重篤性にかかわる問題が、校内での抱え込みにつながる要因となりうることが示唆された。

考 察

(1) 通告制度周知の必要性

児童虐待の防止等に関する法律が制定され、また子ども虐待による死亡事例などがマスコミ

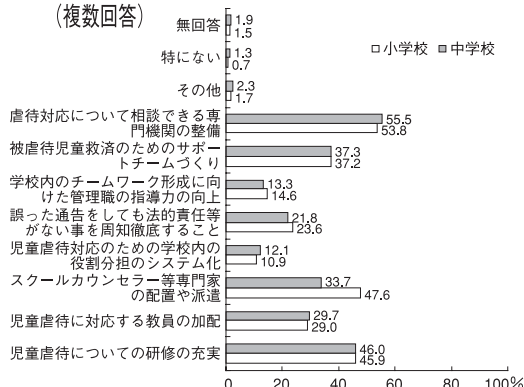
を賑わすような社会になったが、小中学校においては現在の通告制度について十分には理解されていない。通告制度を比較的良好に理解している校長または教頭が、それ以外の職種よりも通告意識が高かったことにかんがみれば、通告制度の周知徹底が図られることが、教職員単位での抱え込みや虐待の兆候見逃しを回避する上で重要と考えられる。小中学校における対応意識の全体的改善のためには、一般教職員に研修機会等が確保されておらず、その結果、必要な知識が一般教職員の間で等しく周知されていないことを問題にしなければならないだろう。

(2) チーム体制の整備

しかしながら、法制度上の知識を普及させることだけで事足りるわけではないことも、本研究結果から明らかであった。すなわち、校内において虐待の疑いを持った合理性および組織的判断が確保されなければ、通告という手続きに入ることを一般教職員がちゅうちょしているということに留意しなければならない。

抱え込みを回避し、適切な対応手続きを活性化させていくためには、通告することを前提としつつ、いかに組織としての判断に確証性を付与していくか、その仕組みを検討することが欠かせない。本研究においては、対応策が「上司との相談」で決定されている場合が多く、しかもとられる対応策は担任が担うものが多いことがわかったが、担任とその上司だけに情報と対応が集中してしまうのは、的確な判断と対応を阻害することにもなりかねない。たとえば、養護教諭や事務職員が「体の不調を訴えることが多い」「学校に遅くまで残っていることがある」といった何かしらの気がかりを感じていないか、その子どものきょうだいを担当している教員が何か情報を持っていないかといった様々な情報収集なくして、子どもに何が起きているのかを見極めていくことは困難であるといえよう。このことを踏まえて、チーム体制を整備していくことが重要であると考えられる。

図4 虐待へのよりよい対応のために教育行政に望むもの
(複数回答)

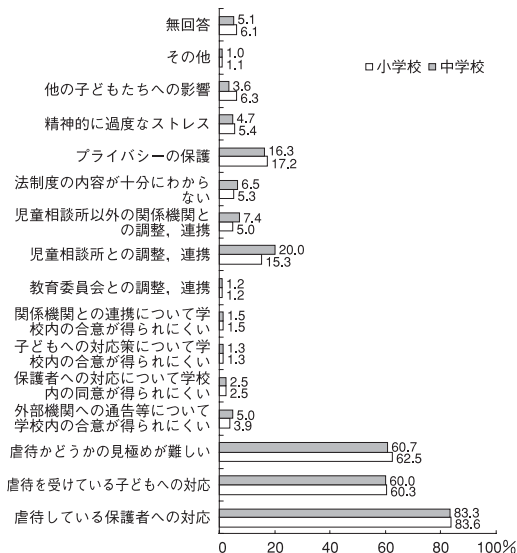


(3) 不足する専門性

チーム体制を確立していくためには、調整能力のある人材、そして適切な判断ができる人材が不可欠である。しかし、いずれも現状では校内において確保されていないことを示唆する結果も得られた。図4は、意識調査票において、虐待へのよりよい対応のために教育行政に望むものを10項目の選択肢から回答を求めた結果(複数回答)である。多面的な施策が求められていることがわかるが、とくに虐待の疑いに関する情報を適切に処理するための社会資源(専門機関あるいは専門家)が欠けていることを、教職員自身が自覚していることは見逃せない事実であろう。単に教職員に対して研修機会を確保することで十分とするのではなく、専門機関整備ないし専門家派遣という選択肢によって適切な虐待対応手続きを導くことも検討しなければならない。

それに、専門性を確保することは、実際に教職員が虐待対応で最も苦慮していることへの応答性を高めることにもなろう。図5は、意識調査票において、このことを15項目の選択肢から回答を求めた結果(3つまで回答)である。小中学校とも最も多かったのが「虐待している保護者への対応」でそれぞれ83.6%、83.3%であった。そのほか、「虐待かどうかの見極めが難しい」「虐待を受けている子どもへの対応」が小中学校で共通して回答が明らかに集中していた(いずれも60%強の回答割合)。虐待対応

図5 虐待対応で最も苦慮していること



手続きの適正化を目指す場合、これら苦慮事項に対して具体的な助言ができる資源を確保することも忘れてはならないといえる。

(4) 学校サポート・システムの構築を目指して
以上のことから、教職員の力量向上に加えて、校長、教頭、生徒指導主事といった進行管理者を中心とした学校の主体的体制を側面的にサポートする存在が確保されることで、校内虐待対応構造が安定的なものとなるものと考えられる。公立小中学校という虐待対応の巨大な担い手を活かしていくためには、このような「担い手を支える」という視点からの施策形成も不可欠であるといえよう。

謝辞

本稿は、平成17年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」(主任研究者・才村純)の研究成果に基づくものである。調査票にご回答いただいたみなさまに、この場を借りて御礼申し上げます。

文 献

- 1) 厚生労働省・平成17年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)．2006．